

## 平成26年度「秋田県中小企業振興条例」関連施策の概要

基本的施策1「経営基盤の強化」  
～中小企業全体にかかる共通施策～

## (経営基盤の強化)

第8条 県は、中小企業の経営基盤の強化を図るため、相談及び支援のための体制の整備並びに資金の供給及び事業の承継の円滑化に必要な施策を講ずるものとする。



## 【平成26年度重点事項】

- (1) 中小企業支援機関（商工団体、あきた企業活性化センター等）による専門家派遣の拡大
- (2) 経営安定化資金に、経営力強化枠として50億円、緊急経済対策枠と震災資金の借換枠として350億円を創設
- (3) 秋田県中小企業支援ネットワークによる事業承継の推進

## ＜平成26年度の主な事業＞

## ○商工団体専門家相談事業【拡充】

企業の経営支援等を行う専門家を派遣します。

## ○産業デザインマッチング強化事業【新規】

あきた産業デザイン支援センター（あきた企業活性化センター内）により、県内企業の技術シーズや生産設備等の実態把握を行うとともに、県内企業とデザイナーとのマッチングを図るためのセミナー等を開催します。

## ○技術支援加速化事業【新規】

産業技術センターの研究員自らが企業の課題解決、強みを見出す技術相談を展開します。

## ○総合食品研究センターによる技術支援【拡充】

食品加工技術等について、総合食品研究センターの研究員による相談支援や巡回指導を強化します。

## ○経営安定化資金（経営力強化枠）【新規】

認定支援機関からの経営指導を受けながら、経営力の強化に取り組む企業を支援するための設備・運転資金枠を創設しました。[限度額2億円、利率(年)1.95%、期間：設備7年(うち据置1年)、運転5年(うち据置1年)]

## ○経営安定化資金（借換枠）【新規】

中小企業振興資金及び経営安定資金の既往借入金を有する企業の資金繰りを支援するための設備・運転資金枠を創設しました。[限度額2億8千万円、利率(年)1.80%、期間：10年(うち据置1年)]

## ○事業承継推進事業【新規】

秋田商工会議所、商工会連合会（北部・中央・南部の各指導センター）に専門相談員を配置し、企業の円滑な事業承継を支援します。

## 基本的施策2「新たな市場の開拓等」

### （新たな市場の開拓等）

第9条 県は、中小企業の新たな市場の開拓を図るため、中小企業者の国内外における販路の開拓及び取引の拡大並びに観光その他の地域間の交流の促進に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業が供給する物品及び役務に対する需要の増進に資するため、県の工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、中小企業者の受注の機会の確保に努めるものとする。



### 【平成26年度重点事項】

（1） あきた海外展開支援ネットワーク等による海外における事業展開の支援

### ＜平成26年度の主な事業＞

#### ○県内企業海外展開支援事業【新規】

東アジア地域の著しい発展を本県経済に取り込むため、秋田を拠点に海外展開に取り組む企業に人的・経済的支援を行います。

#### 「海外展開支援事業費補助金」

海外展示会への出展等、企業の海外展開に要する経費を支援します。

- ・補助率 1 / 2 以内、限度額 100 万円
- ・対象経費 海外展示会等出展費用等

#### 「海外新拠点開設支援事業」

県産品の販路拡大のための海外事務所等を開設する経費を支援します。

- ・補助率 1 / 2 以内、限度額 100 万円
- ・対象経費 登記費用、営業許可取得費用等

#### ○東アジア経済交流強化事業【拡充】

東アジア及び東南アジア諸国との貿易を促進するため、在日大使館と連携した活動等により、県内企業を支援します。

#### ○秋田の食輸出強化事業【新規】

東アジア地域を中心として、現地食品フェア及びバイヤー招聘商談会の開催により、県産農産物や日本酒等の販路拡大を促進します。

## 基本的施策3「企業競争力の強化」

### (製品等の価値の増加による競争力の強化)

第10条 県は、中小企業が供給する製品又は役務の価値を高めることにより中小企業の競争力の強化を図るため、生産性の向上、技術力の強化、設備投資の促進、産学官連携（中小企業者、中小企業支援団体、大学等、県及び市町村が相互に連携を図りながら協力することをいう。）の強化及び企業間の連携の促進に必要な施策を講ずるものとする。



### [平成26年度重点事項]

(1) ハード（設備投資等）・ソフト（研修等）両面にわたる支援を通じた付加価値の向上

### <平成26年度の主な事業>

#### ○がんばる中小企業応援事業【新規】

意欲を持って自社の競争力の強化を図ろうとする中小企業を「がんばる中小企業」に認定し、当該企業が行う新たな取組を支援します。

#### 「がんばる中小企業応援事業」

次のいずれかに該当する新規性の高い事業に取り組もうとする中小企業について、事業計画を審査のうえ「がんばる中小企業」に認定します。

- ① 新商品・新サービスの開発、生産、販売
- ② 新分野進出
- ③ 新たな生産方法の導入

・補助率 1 / 3 以内（小規模企業者又はベンチャー企業は 1 / 2 以内）

・限度額 製造業 1000 万円、非製造業 500 万円

[事業費下限 100 万円（小規模企業者又はベンチャー企業は 50 万円）]

・対象経費 認定企業が事業計画に基づき実施する取組に要する費用で、人材育成、専門家活用、機械器具等の導入、その他取組に必要な経費

#### ○地域特産品サポート事業【新規】

食の特産品の開発・改良及び設備の導入等を支援します。

#### ○フードセーフティー推進事業【新規】

国内外での販路拡大に向け、食品等事業者を対象に衛生管理に関する技術的サポートを行います。

## 基本的施策4「新たな事業の創出」

### (新たな事業の創出)

第11条 県は、中小企業の新たな事業の創出の促進を図るため、中小企業の創業の促進並びに中小企業者の事業の多角化及び転換に必要な施策を講ずるものとする。



### [平成26年度重点事項]

(1) 成長分野への進出、新事業展開などの取組の支援

### <平成26年度の主な事業>

#### ○新エネルギー産業創出・育成事業【拡充】

本県産業の一翼を担う分野として期待される新エネルギー産業等への進出を支援します。

#### 「新エネルギー産業支援事業」

新エネルギーに関する情報提供等を通じ、県内事業者の進出を促進します。

- ・ 新エネルギー産業創出コーディネーターの配置
- ・ 新エネルギー産業関連企業のフォローアップ ほか

#### 「風力発電等導入促進事業」

県内事業者における風力等の再生可能エネルギーによる発電事業等に関する取組を支援します。

- ・ 風力等導入促進費
- ・ メンテナンス技術者養成支援
- ・ 風力発電アドバイザーの派遣 ほか

#### ○あきた起業促進事業【拡充】

県内商工団体を活用して、起業準備・起業・起業初期の各段階を貫いた切れ目のないパッケージ型支援事業を県内各地で実施します。

#### 「起業支援事業」

起業に要する人件費や初期投資費用を助成します。

- ・ 補助率1/2以内、限度額150万円(※)
- (※) 初期投資費用75万円+人件費75万円

#### 「起業塾受講者等個別サポート事業」

商工団体が開催する起業塾の受講者等に対し、専門家による個別サポートを実施し、確実な起業に結びつけます。

## 基本的施策5「地域の特性に応じた事業活動の促進」

### （地域の特性に応じた事業活動の促進）

第12条 県は、地域の特性に応じた中小企業の事業活動の促進を図るため、本県の地域資源を活用した商品の開発、技術の継承及び商店街の活性化に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県内で生産された農林水産物を活用した事業活動の促進を図るため、中小企業者が農林漁業者と連携して実施する事業活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。



### 【平成26年度重点事項】

(1) 地域資源を活用した事業活動の支援

### ＜平成26年度の主な事業＞

#### ○提案型地域産業パワーアップ事業【新規】

市町村等による地域産業の振興に向けた取組を支援します。

#### 「提案型地域産業パワーアップ事業」

地域資源を活用した新たな地域産業の創出や既存の地域産業の拡大等に取り組む市町村等を支援します。（補助期間 3年間）

- ・補助率 アクションプログラム策定経費（初年度）10/10以内  
アクションプログラムに基づく事業費（2～3年目）1/2以内
- ・限度額 300万円/年

#### ○先駆的商業者活性化サポート事業【拡充】

県内商業者の活性化を図るため、先駆的な活動をしている商業者のネットワーク化を行い、相互の情報交換と交流による商業活動を促進し、全県への波及を支援します。

#### ○伝統的工芸品等振興事業【拡充】

県、市町村及び産地が一体となって振興施策を実施します。

#### 「伝統的工芸品等振興補助事業」

地域の実情に応じて市町村及び産地組合等が実施する伝統的工芸品等振興策に要する経費について支援します。

- (1) 通常枠（市町村及び産地組合等が実施する事業）補助率2/3以内、限度額100万円
- (2) 産地連携枠（産地組合等が産地のブランド化に取り組む事業や、産地間や異業種等との連携による事業）補助率2/3以内、限度額200万円

## 基本的施策6「人材の育成及び確保」

### (人材の育成及び確保)

第13条 県は、中小企業の事業活動を担う人材の育成を図るため、学校教育における職業及び勤労に関する教育の充実並びに職業能力の開発及び向上に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業の事業活動を担う人材の確保を図るため、雇用に関する情報の提供、雇用環境の整備の促進並びに女性及び高齢者の能力の活用の促進に必要な施策を講ずるものとする。



### [平成26年度重点事項]

(1) Aターンプラザの機能充実、若年層の職場定着に向けた職業能力開発の支援

### <平成26年度の主な事業>

#### ○秋田で就職応援団（Aターン）事業【拡充】

移住定住に係る施策と連携を図るなど、Aターン機能を強化します。

#### ○あきたの若者職場定着促進事業【新規】

若者の職場定着状況や早期離職の要因を把握するため、県内中小企業に対するアンケート調査を行うほか、個別企業に対してコンサルタントを派遣し、若者の職場定着を図ります。

#### ○職業能力開発支援事業【拡充】

県の保有する職業訓練施設等による支援のほか、認定職業訓練を実施する中小企業事業主等が、従業員の職業能力の開発を促進するための運営費や設備費について支援します。

#### ○男女が働きやすい職場環境づくり事業【拡充】

職場における男女共同参画を実践的な活動にするため、企業の経営者等を対象にしたセミナー等を実施し、職場内での実践的な取組を促進します。